



知っておきたい相続法改正 第1回

改正の経緯・ポイントと 自筆証書遺言の方式緩和

約40年ぶりの改正

昨年7月、相続に関する民法等の規定（いわゆる相続法）を改正する法律が成立しました。1980年以来約40年ぶりの大きな見直しであることから、その内容が話題となっています。相続は誰もが一生のうちに一度は経験することになりますから、新しくなった相続法制について少し知っておいていただけると幸いです。

筆者は仕事柄、相続に関するお手伝いすることが少なくありませんが、相続人のみなさんが相続法制に関してある程度の知識をお持ちですとアドバイスがしやすいと同時に、相続をめぐる諸手続がスムーズかつタイムリーに進められるという大きなメリットがあります。そこで、このシリーズを通して、読者のみなさんに新しい相続法制のあらましを知っていただき、いつかは遭遇する

ことになる「相続」に対して、「転ばぬ先の杖」としてお役に立ちたいと思います。

改正に至る経緯

相続法制については、配偶者の法定相続割合の引き上げと寄与分制度が導入された1980年以来、特に見直されることなく今日に至っていました。しかし、この間、社会の高齢化の進展に伴って、相続人（特に配偶者）の年齢も高齢化し、残された配偶者の生活保障について再考する必要性が生じてきました。また、要介護高齢者が増加するなど、相続を取り巻く環境そのものが大きく変化してきていることから、相続法制の見直しは喫緊の課題とされてきました。

他方で、遺言の利用を促進して相続をめぐる紛争を防止する観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなどの措置も必要とされ、その対応が図られたというわけです。

【図表1】相続法の主な改正ポイント

主な改正ポイント	主な内容
配偶者保護のための方策	配偶者居住権の創設
遺産分割に関する見直し	預貯金の仮払い制度の創設、遺産分割前に処分された財産の扱い
遺言制度に関する見直し	自筆証書遺言の方式緩和、保管制度の創設
遺留分制度に関する見直し	遺留分減殺請求の効力等の見直し、遺留分の算定方法の見直し
その他	相続人以外の者の貢献

改正の主なポイント

身近な改正点として注目すべきポイントを【図表1】にまとめました。



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

【図表2】改正相続法の施行日について

項目	施行日
自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日
遺産分割前の預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し等、原則的な施行期日	2019年7月 1日
配偶者居住権の創設	2020年4月 1日
法務局における遺言書の保管	2020年7月10日

【図表3】遺言の種類

自筆証書遺言	いつでも書き直しができるが、紛失や偽造といった懸念があることから、相続発生時には家庭裁判所の検認（注）が必要となる。
公正証書遺言	公証人が原本を保管するので紛失や偽造の懸念はない。
秘密証書遺言	手間がかかる一方で相続発生時には家庭裁判所の検認（注）が必要なため、利用は少ない。

（注）検認とは、検認日現在の遺言書の内容を明らかにし、その偽造や変造を防止するための手続きのこと。

まず、夫婦の一方が亡くなった後に、残された配偶者が引き続き自宅に住むことができる「配偶者居住権」が創設されたことです。また、遺言書を作成する際に従来のようにすべて自筆ではなく、その一部をパソコンで作成してもよいことになったのも朗報と言えます。さらに、遺留分制度についても所業の見直しが図られています。その他、相続人以外の者の貢献として、息子の嫁などが生前に介護などで苦勞した場合、その対価を金銭で請求できるようになりました。

改正法の適用時期

さて、改正法は既に成立していますが、その施行日については【図表2】のとおり、段階的に施行されることになっています。これは、それぞれの改正内容に照らして、世間一般への周知や準備に要する期間などに配慮したためとされています。

自筆証書遺言の方式緩和

このシリーズでは4回にわたって相続法改正に関して解説していくことにしますが、第1回目は、既に施行されている「自筆証書遺言の方式緩和」について説明します。

まず、遺言書には【図表3】に示す3種類があることをおさらいしておきましょう。

このうち、改正の対象になったのは自筆証書遺言です。自筆証書遺言では、遺言者が、遺言の内容として特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合などは、財産が特定できる事項を記載する必要があります。例えば、不動産であれば登記事項（所在地・地目・地番・地積など）、預貯金であれば金融機関名・口座番号などであり、「財産目録」として本文とは別に「別紙」という形で添付されることもあります。自筆証書遺言の場合、この財産目録についてもすべて自書が必要とされていたため、遺言者が高齢の場合などは作成の負担が大き

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 登記事項証明書や預金通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一部に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成××年○月○日
法務太郎 (EP)



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 ……
地目 ……
地積 ……
二 建物
所在 東京都…
家屋番号 ……
種類 ……
床面積 ……
(↑PCで作成)
法務太郎 (EP)

三 土地
所在 大阪府…
地番 ……
地目 ……
地積 ……
四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 ……
種類 ……
床面積 ……
(↑PCで作成)
法務太郎 (EP)

く、遺言書の利用を妨げる要因にもなっているとされていました。そこで、改正法では財産目録を別紙として添付する場合に限り、自書ではなくパソコンで作成した書面のほか、登記事項証明書や預金通帳のコピーを添付する方法でもよいことになりました。ただし、偽造等を防ぐために、別紙のすべてのページに遺言者本人の署名・押印が必要となります。

出典：法務省HPより一部改変

次回、今回の改正で新たに登場した配偶者居住権についてお話ししようと思いますので、ご期待ください。